

社会福祉法人石浦龍華会役員等報酬に関する規程

(平成 19 年 3 月 9 日議決石浦龍華会規程第 6 号)

(平成 26 年 5 月 23 日議決 全部改正)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人石浦龍華会（以下「当法人」という。）の役員等の報酬の支給及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、当法人の評議員及び理事並びに監事をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等（職員で役員に選任された者を除く。以下同じ。）が第 5 条各項に定める出務に対し報酬を支給する。

2 役員等については、退任慰労金を支給する。

(報酬の額)

第 4 条 役員等の報酬額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 評議員報酬 1 日 1 回 13,000 円
- (2) 理事長報酬 月額 80,000 円
- (3) 理事報酬 月額 10,000 円
- (4) 監事報酬 月額 15,000 円

2 役員等が職務のため出張したときは、費用弁償として社会福祉法人石浦龍華会旅費規程に準じた、旅費を支給する。

3 役員等の退任慰労金の額は次のとおりとする。

- (1) 理事・監事は、勤務 1 年以あたり 10,000 円とする。
- (2) 評議員は、勤務 1 年以あたり 5,000 円とする。
- (3) 退任慰労金支給限度額は、200,000 円とする。
- (4) 役員等を歴任している場合は、それぞれ役職区分ごとに前号の規定に基づき算定した額を合算する。

(出務の範囲)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる評議員報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の評議員として職務を遂行するための出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる理事長報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の理事長として職務を遂行するための出務

- (2) その他必要と認められる場合の出務
- 3 前条第1項第3号に掲げる理事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。
 - (1) 当法人の理事として職務を遂行するための出務
 - (2) その他必要と認められる場合の出務
- 4 前条第1項第4号に掲げる監事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。
 - (1) 当法人の監事として職務を遂行するための出務
 - (2) その他必要と認められる場合の出務

(報酬の支払)

第6条 第4条第1号に掲げる評議員報酬は、その都度支払うものとする。

- 2 第4条第2号から第4号に掲げる理事報酬及び理事並びに監事報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、その月の25日にその月の全額を支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日とする。

- 3 第4条第5号及び第6号に掲げる内科医報酬及び歯科医報酬は、年度末に支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月23日議決平成24年度石浦龍華会規程第16号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日議決平成25年度石浦龍華会規程第5号 全部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
(社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則の廃止)
- 2 社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則(平成24年3月26日議決石浦龍華会細則第17号)は、廃止する。

附 則 (平成29年6月14日議決平成29年度定時評議員会第10号)

(施行期日)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日議決令和3年度評議員会規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、議決の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。